

令和6年度社会福祉法人による地域共生社会西北モデル強化事業実施要綱

1 目的

2025年超高齢化時代の到来を間近に控え、県民の誰もが、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる地域共生社会の実現に向けた西北地域における各種取組を一層推進していく必要がある。

このため、各種生活支援サービス等の提供に係る多様な担い手確保対策の一環として、平成28年改正社会福祉法において「地域における公益的な取組」の実施に関する責務について規定された社会福祉法人の地域連携体制を構築するとともに、社会福祉法人による地域貢献活動を支援し、各社会福祉法人の主体的取組の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は青森県とする。ただし、モデル地域となる市町の社会福祉協議会（以下「社協」という。）及び本事業を適切かつ効果的に実施できるものとして県が適当と認める団体に事業の一部を委託することができる。

3 事業内容

（1）社会福祉法人地域ネットワークの構築（モデル地域：管内2市町）

地域の全社会福祉法人等で組織する社会福祉法人の地域貢献活動に係る連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地域ニーズや関係団体等との連携方策等を検討し、先進地での取り組み等を学びながら、地域の実状に応じた地域貢献活動に取り組む。

ア 協議会の設置・運営

社協が事務局となり、当該市町の全社会福祉法人、行政、地域団体等で組織する協議会を設置し、法人の地域貢献活動や民生委員等地域団体等も含めた地域連携方策等について協議する。

イ 地域貢献モデル活動の検証調査

地域貢献モデル活動に対する住民の評価、意見、要望等について把握するため、住民、民生委員、町内会等へのアンケート調査や住民座談会、関係団体との協議等の検証調査を行う。

ウ 研修会の開催

地域貢献活動の先進的な取組を学ぶ研修会を開催する。研修会は、協議会の会員のみならず、地域住民、管内関係機関等を含めて広く地域全体を巻き込んだものとする。

（2）人材確保・育成

地域貢献活動の実施等により社会福祉法人業務及び既存職員に過重な負担が生じることのないよう、小規模社会福祉法人等における経営労務管理体制の底上げを図り、社会福祉法人等による地域貢献活動を推進するため、以下に掲げるような福祉・介護人材の確保・育成支援を行う。

ア 事業者（社会福祉法人）への支援

事業説明会及び研修会の開催、専門アドバイザーの派遣など

イ 求職者への支援

広報紙、HP、SNS 等による情報発信、各種セミナーや職場体験会の開催など

ウ マッチング支援

福祉的就労等の相談窓口の設置、広報紙、HP、SNS 等による情報発信、合同面接会の開催など

(3) 社会福祉法人による地域貢献活動モデルの実証

「法人・社協・地域の三者協働による地域貢献活動」の地域連携体制（＝「西北モデル」）の構築を目的として、選定された社会福祉法人が保有資源の活用により自己負担で活動を実施し、協議会において課題や改善策、効果的な運営方法等の検証を行う。

ア 社会福祉法人による地域貢献活動モデルの実証

当該地域の実状・ニーズ等に応じた以下に掲げる地域貢献活動の取組について、選定された社会福祉法人が「法人・社協・地域の三者協働体制」により実施し、協議会において活動内容等の実証を行う。

(ア) 地域ナース活動

① 地域ナース（コミュニティナース）の設置

地域ナースは看護職（看護師、保健師等）の資格を有する者とする。

② 活動領域・範囲等

病院・診療所の看護師、訪問看護師、保健師がカバーしきれていない領域で活動し、必要に応じて専門機関との架け橋になるもので、活動領域は地域医療・介護にかかる前の段階とし医療行為は行わない。行政保健師の活動との重複や邪魔はせず、あくまでも補完し、つなぐ役割を担うものとする。

③ 活動内容

看護職の専門性を活かしながら、制度にとらわれることなく、まちに出て自由で多様なケアを実践し、地域の中で日常的に住民と接することにより、普段から健康意識を高めるアプローチや、病気の早期発見、保健・医療・福祉・行政機関への橋渡し等を行うものとする。

具体的には、週 1 回程度地域を巡回し、以下に掲げるような活動を行い、身近な地域の中で「予防を重視した健康づくり支援（疾病・重症化予防）」や「適時適切な保健・医療・福祉サービスへの繋ぎ」等を実践する。

- ・地域の集いの場や行事等での健康（栄養・服薬）指導や健康教室（フレイル対策等）
- ・ショッピングセンターや事業所等に開設した「まちの保健室」での健康チェック（血圧・脈拍測定等）、健康相談
- ・個別訪問・声掛け・SNS 等による見守り・健康意識の普及

(イ) 地域ナース活動以外の地域貢献活動

【取組例】

- ① 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置
- ② 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業
- ③ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物、除雪等の軽度日常生活支援
- ④ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり（元気な高齢者等の通いの場、認知

症カフェ、子ども食堂、学習支援等を含む)

- ⑤ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け
- ⑥ 貧困家庭の子供に対する奨学金の貸与と自立に向けた継続的な相談支援
- ⑦ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- ⑧ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり（農福連携の取組を含む）
- ⑨ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- ⑩ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援
- ⑪ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等

イ 実施要件等

- (ア) 社協（協議会）を中心とした社会福祉法人・社協・地域の三者協働による地域貢献活動の地域連携体制(=西北モデル)による実施であること。
- (イ) 公益性・非営利性を備えた社会福祉法人の本旨の活動として、実証期間終了後も継続して実施できるよう、選定社会福祉法人の自己資金等による活動実施を基本とする。
- (ウ) 概ね月 1 回以上（地域ナースについては週 1 回以上）の活動実施を目標とし、活動の効果や継続性等に視点を置きながら実施すること。

ウ 実証結果報告書の作成

協議会において、地域貢献活動モデルに係る課題・費用・効果・地域連携方策・改善策・効果的な運用方法等について、実証結果を踏まえた報告書を作成する。

(4) 社会福祉法人による地域貢献活動モデルの普及・促進

モデル地域以外の管内市町及び関係機関・団体との意見交換会を行うとともに、実証事業で得られた知見等について、活動法人・協議会等の視察受入れや SNS 等による情報発信、講師派遣や実証報告会の開催等により横展開を図る。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、別途、西北地域県民局地域健康福祉部長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。